

44/44

議題

(1) 25年度事業・決算中間報告

(3) その他

① 学園の専任職員制のあり方

② 学園の専任職員制のあり方

③ 学園の専任職員制のあり方

④ 校舎の記録簿等の保管

⑤ 資料館資料の管理

⑥ 中井康男先生の伝記誌

⑦ 慶弔規定

1. 会長の職務
会長の職務

第1条 本会（以下「本会」という。）は、法律第100号（労働組合法）第10条第1項に規定する労働組合法に基づく労働組合である。

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他

第2条 本会（以下「本会」という。）は、法律第100号（労働組合法）第10条第1項に規定する労働組合法に基づく労働組合である。

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他

第3条 本会（以下「本会」という。）は、法律第100号（労働組合法）第10条第1項に規定する労働組合法に基づく労働組合である。

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他

第4条 本会（以下「本会」という。）は、法律第100号（労働組合法）第10条第1項に規定する労働組合法に基づく労働組合である。

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他

第5条 本会（以下「本会」という。）は、法律第100号（労働組合法）第10条第1項に規定する労働組合法に基づく労働組合である。

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他

第6条 本会（以下「本会」という。）は、法律第100号（労働組合法）第10条第1項に規定する労働組合法に基づく労働組合である。

- (1) 本会の目的
- (2) 本会の組織
- (3) 本会の役員
- (4) 本会の権限
- (5) 役員任期満了について
- (6) その他